

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 7 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500996号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600083号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成5年2月1日から平成6年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年2月から平成6年6月までは15万円を53万円とする。

平成5年2月から平成6年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成5年2月から平成6年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成6年7月1日から同年12月30日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成6年7月から同年10月までは24万円を53万円、同年11月は24万円を47万円とする。

平成6年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成6年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年2月1日から平成6年7月1日まで
② 平成6年7月1日から同年12月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社及びB社における被保険者期間(請求期間①及び②)の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い額となっている。当該期間のうちの一部の期間の給料明細書を提出するので、請求期間①及び②の標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社における請求期間①のうち、平成6年1月1日から同年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間の各月に係る給料明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成5年2月1日から平成6年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間について

て、前述の給料明細書、金融機関から提出された請求者の給与振込口座に係る預金入出金明細表並びに元同僚から提出された給与所得の源泉徴収票及び給料明細書から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の請求期間①に係る報酬額の届出や保険料納付について事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 B社における請求期間②のうち、平成6年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給料明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成6年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月30日までの期間について、前述の給料明細書、金融機関から提出された請求者の給与振込口座に係る預金入出金明細表並びに元同僚から提出された給与所得の源泉徴収票及び給料明細書から判断すると、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成6年7月から同年10月までは53万円、同年11月は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の請求期間②に係る報酬額の届出や保険料納付について事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600050号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600084号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和56年3月31日にA社における被保険者資格を喪失したとなっているが、同日まで同社に在籍し、翌日の同年4月1日に、同社の事業主が新たに設立したB社(現在は、C社)に移籍しただけであり、業務は継続しており、勤務地及び業務内容に変更は無かったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社に在籍していたことが認められる。

また、請求期間頃にA社からB社に転籍したとする複数の元同僚は、「請求期間頃に、A社のD部門がB社となり、D部門に在籍していた自身も請求者も同社の社員となったが、請求期間の前後において、勤務場所は同じで継続して勤務しており、業務内容等にも変化は無かった。」旨陳述している。

さらに、A社及びB社のそれぞれに係る厚生年金保険被保険者名簿によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の翌日又は翌々日に、B社における被保険者資格を取得している者が、事業主及び請求者を含め13人確認できるところ、請求期間当時、A社及びB社の両社において、社会保険及び給与計算の事務を担当していたとする者は、「請求期間頃、A社からB社に転籍した者について、被保険者記録に空白があるのは、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と雇用保険の離職日を同日として届出を行ったことによる。」とした上で、「当時、転籍者について、転籍はしても退職ではないので、給与計算等はこれまでどおりするように事業主から指示があった。請求期間においても、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における請求者の昭和56年2月の厚生年金保険の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に清算終了している上、請求期間当時の事業主及び同社の清算人は既に死亡又は所在不明のため確認することができないが、事業主が資格喪失年月日を昭和 56 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年 3 月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500659号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600085号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月は36万円を44万円、同年8月は36万円を47万円、同年9月から平成19年8月までは38万円を47万円、同年9月から平成20年8月までは41万円を47万円、同年9月から同年11月までは41万円を50万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成21年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は41万円を47万円、平成21年1月及び同年2月は41万円を50万円、同年3月から同年6月までは41万円を47万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日は90万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日は90万円、平成21年7月15日は45万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月1日から平成20年12月1日まで

② 平成20年12月1日から平成21年7月1日まで

- ③ 平成 18 年 12 月 15 日
- ④ 平成 19 年 7 月 15 日
- ⑤ 平成 19 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成 20 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 21 年 7 月 15 日

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ（文書）が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑧までの各期間に当該2社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映していないことが分かった。当該2社では、夏期と冬期の年2回の一時金としての賞与のほかに、毎月、仮払金が給与とともに支給されていた。

請求期間①から⑧までの各期間に支給された賞与及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された取引明細表により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構C事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①について、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された取引明細表により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月は44万円、同年8月から20年8月までは47万円、同年9月から同年11月までは50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された取引明細表により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は47万円、平成21年1月及び同年2月は50万円、同年3月から同年6月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑧までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業主から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された取引明細表から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、90万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦及び⑧の各期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業主から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された取引明細表から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑦及び⑧の各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日は90万円、平成21年7月15日は45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦及び⑧の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600043号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600086号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月26日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

A社に勤務した元同僚の請求期間に係る賞与の年金記録が訂正されたことに関連して、私の同社に係る請求期間の賞与の年金記録を確認するようとのお知らせ文書が年金事務所から届いたので、私の年金記録を確認したところ、請求期間に支払われた賞与の年金記録が無いことが分かった。当該期間について、賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与統計表及び平成17年度年間集計表により、請求者が、請求期間に同社から16万円の賞与の支払を受け、標準賞与額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払日については、前述の賞与統計表に記載されている支給日から、平成17年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600058号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600087号

第1 結論

請求者のA社における平成3年4月1日から平成5年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年4月から平成4年7月までの標準報酬月額については、9万8,000円を44万円に、同年8月から平成5年3月までの標準報酬月額については、9万8,000円を50万円とする。

平成3年4月から平成5年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月1日から平成5年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く9万8,000円と記録されている。

請求期間について、当該期間の給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録にしてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から平成4年7月までは44万円、同年8月から平成5年3月までは50万円と記録されていたところ、平成5年3月29日付けで、平成3年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられている。

一方、請求者から提出されたA社に係る請求期間の給与明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合う又はこれを上回る給与が支払われ、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。

また、請求者のほか、A社における被保険者38人の標準報酬月額についても、オンライン記録によると、請求者と同日の平成5年3月29日又はその翌日付けで、当初の記録を取り消し、遡って9万8,000円に減額訂正されている。

さらに、B年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、請求期間当時、同社は、事業不振のため多額の社会保険料を滞納しており、当該滞納処分票には、同社が、社会保険事務所(当時)と滞納保険料の納付について交渉を重ねていたことが記されているところ、請求期間当時の同社の監査役は、「請求期間当時、A社は、社会保険料を滞納していた。」旨回答の上、「社会保険事務所の担当者から社会保険料を払えないのであれば、標準報酬月額を下げるように言われたことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を遡及して減額する旨の届出を行った。」旨陳述している。

加えて、A社に係る商業登記の記録によると、請求者は同社の役員ではない上、請求期間当時の監査役及び総務課長はいずれも、「請求者は、請求期間において総務部次長の職にあったが、社会保険事務に関する決裁権限を有しておらず、請求期間に係る標準報酬月額の遡及減額

訂正に関与していない。」旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について平成3年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から平成4年7月までは44万円、同年8月から平成5年3月までは50万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年12月18日は50万円、平成22年7月23日は48万円、同年12月17日、平成23年7月22日、同年12月16日、平成24年7月20日、同年12月21日は各45万円に訂正することが必要である。

平成21年12月18日、平成22年7月23日、同年12月17日、平成23年7月22日、同年12月16日、平成24年7月20日及び同年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月18日、平成22年7月23日、同年12月17日、平成23年7月22日、同年12月16日、平成24年7月20日及び同年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月18日
② 平成22年7月23日
③ 平成22年12月17日
④ 平成23年7月22日
⑤ 平成23年12月16日
⑥ 平成24年7月20日
⑦ 平成24年12月21日

A社から支払われた請求期間①から⑦までの賞与に係る年金記録が無いので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に係る領収証書により、請求者は、請求期間①に50万円、請求期間②に48万円、請求期間③から⑦までに各45万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501079号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600089号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年12月18日及び平成22年7月23日は各115万円、同年12月17日は110万円、平成23年12月16日は150万円に訂正することが必要である。

平成21年12月18日、平成22年7月23日、同年12月17日及び平成23年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月18日、平成22年7月23日、同年12月17日及び平成23年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月18日
② 平成22年7月23日
③ 平成22年12月17日
④ 平成23年12月16日

A社から支払われた請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が無いので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された貸金台帳及び給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に係る領収証書により、請求者は、請求期間①及び②に各115万円、請求期間③に110万円、請求期間④に150万円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。